

厚生労働省発職0118第1号

令和5年1月18日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令案要

綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正

一 障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては百分の三と、都道府県等の教育委員会にあつては百分の二・九と、一般事業主にあつては百分の二・七と、一定の特殊法人にあつては百分の三とすること。

二 単位調整額を、二万九千円とすること。

三 基準雇用率を、百分の二・七とすること。

四 除外率設定機関に係る除外率について、次の表の上欄に掲げる基準割合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとすること。

基準割合		除外率	
百分の九十五以上		百分の六十五	
百分の九十以上百分の九十五未満		百分の六十	

百分の八十五以上百分の九十未満	百分の五十五
百分の八十以上百分の八十五未満	百分の五十
百分の七十五以上百分の八十未満	百分の四十五
百分の七十以上百分の七十五未満	百分の四十
百分の六十五以上百分の七十未満	百分の三十五
百分の六十以上百分の六十五未満	百分の三十
百分の五十五以上百分の六十未満	百分の二十五
百分の五十以上百分の五十五未満	百分の二十
百分の四十五以上百分の五十未満	百分の十五
百分の四十以上百分の四十五未満	百分の十
百分の三十五以上百分の四十未満	百分の五

五 その他所要の改正を行うこと。

第二 身体障害者補助犬法施行令の一部改正

勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない事業主は、第一の一の改正に伴い、法定雇用障害者数が一人以上である場合の事業主が雇用する労働者の数のうち最小の数を勘案し、三十七・五人以上の労働者を雇用している事業主とすること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、第一の二については令和五年四月一日、第一の四及び五については令和七年四月一日から施行すること。

二 経過措置

1 令和八年三月三十一日までの間、第一の一の障害者雇用率を、国及び地方公共団体にあつては百分の二・八と、都道府県等の教育委員会にあつては百分の二・七と、一般事業主にあつては百分の二・五と、一定の特殊法人にあつては百分の二・八とするとともに、第一の三の基準雇用率を百分の二・五とすること。

2 第二の勤務する身体障害者が身体障害者補助犬を使用することを拒んではならない事業主は、令和

八年三月三十一日までの間、四十人以上の労働者を雇用している事業主とすること。

3 その他この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 除外率について、次の表の除外率設定業種欄に掲げる除外率設定業種に応じ、それぞれ同表の除外率欄に掲げるとおりとすること。

除外率設定業種	除外率
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	百分の五
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	百分の十
港湾運送業 警備業	百分の十五
鉄道業	百分の二十

<p>医療業</p> <p>高等教育機関</p> <p>介護老人保健施設</p> <p>介護医療院</p>	
<p>林業（狩猟業を除く。）</p>	<p>百分の二十五</p>
<p>金属鉱業</p>	<p>百分の三十</p>
<p>児童福祉事業</p>	
<p>特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）</p>	<p>百分の三十五</p>
<p>石炭・亜炭鉱業</p>	<p>百分の四十</p>
<p>道路旅客運送業</p>	<p>百分の四十五</p>
<p>小学校</p>	
<p>幼稚園</p>	<p>百分の五十</p>
<p>幼保連携型認定こども園</p>	

船員等による船舶運航等の事業

百分の七十

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち介護医療院、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類において分類された業種区分によるものとする。

第二 毎年一回、対象障害者である労働者の雇用の状況を厚生労働大臣に報告しなければならない事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が三十七・五人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第二に掲げる法人にあつては三十三・五人）以上の事業主とすること。

第三 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和七年四月一日から施行すること。ただし、第二については、令和六年四月一日から施行すること。

二 経過措置

令和八年三月三十一日までの間、第二の事業主の範囲を、その雇用する労働者の数が四十人（障害者の雇

用の促進等に関する法律施行令別表第二に掲げる法人にあつては三十六人）以上の事業主とすること。